御嵩町地域防災計画 地震対策編 第1章 新旧対照表 令和6年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
p 5 第1章 第3節 4 指定地方行政機関の表	気象庁(岐阜地方気象台) 1 地震情報の <u>発表・伝達・開設</u> 2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)の <u>発表・伝達・開設</u> 3 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連開設情報の <u>発表・伝達・開設</u> 4 津波警報及び津波情報の <u>発表・伝達・開設</u>	気象庁(岐阜地方気象台) 1 地震情報の <u>伝達</u> 2 東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報(臨時)の <u>伝達</u> 3 南海トラフ地震臨時情報、南海トラフ地震関連開設情報の <u>伝達</u> 4 津波警報及び津波情報の <u>伝達</u>	・実情に合わせた修正
p 6 7 指定公共機関及び指定地方公共機関	機関の名称 株式会社NTTドコモ <u>KDDI株式会社</u> <u>ソフトバンク株式会社</u> <u>楽天モバイル株式会社</u> 中部電力株式会社 中部電力パワーグリッド株式会社 中部電力ミライズ株式会社	機関の名称 株式会社NTTドコモ	・県地域防災計画の修正

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第2章 新旧対照表 令和6年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
p 1 7	第2項 災害に強いまちづくり	_(追加)_	・県地域防災計画の修正
第2章 第1節	町及び県は、それぞれのまちの災害特		
第2項 災害に強いまちづくり	性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、		
	移転の促進や避難に必要な施設の整備に		
	加え、自然環境の機能を活用すること等		
	により地域のレジリエンスを高める「E		
	co-DRR(生態系を活用した防災・		
	減災)」及び「グリーンインフラ」の取組		
	の推進など、総合的な防災・減災対策を		
	講じることにより、災害に強いまちの形		
	成を図るものとする。		
	町及び県は、防災・まちづくり・建築		
	等を担当する各部局の連携の下、地域防		
	災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災		
	害の危険性等地域の実情に応じて、優先		
	度の高い避難行動要支援者から個別避難		
	計画を作成するとともに、住宅に関する		
	補助や融資等における優遇措置等の対象		
	となる立地を限定し、住宅を安全な立地		
	に誘導するなど、まちづくりにおける安		
	全性の確保を促進するよう努めるものと		
	<u>する。</u>		

変更箇所	新	旧	備考
p 1 8	1 方針	1 方針	・県地域防災計画の修正
第2節 第1項	また、町及び県は、 <u>住民等の防災意識</u>	また、町及び県は、	
1 方針	<u>の向上及び</u> 防災対策に係る地域の合意形	防災対策に係る地域の合意形	
	成の促進のため <u>、</u> 専門機関や専門家の知	成の促進のため	
	<u>見も活用しながら</u> 、防災に関する様々な	、防災に関する様々な	
	<u>動向</u> や各種データを分かりやすく発信す	<u>情報</u> や各種データを分かりやすく発信す	
	る。	る。	
3 防災教育	(1) 住民教育	(1) 住民教育	
(1) 住民教育	別紙1 参照	別紙1 参照	
(2) 児童生徒等に対する普及	(2) 児童生徒等に対する普及	(2) 児童生徒等に対する普及	
	町は県と協力して、学校における <u>体系</u>	町は県と協力して、学校における <u>体系</u>	
	<u>的かつ地域の災害リスクに基づいた</u> 防災	的な 防災	
	教育に関する指導内容の整理、防災教育	教育に関する指導内容の整理、防災教育	
	のための指導時間の確保など、防災に関	のための指導時間の確保など、防災に関	
	する教育の充実 <u>及び消防団員や防災士等</u>	する教育の充実	
	が参画した体験的・実践的な防災教育の		
	推進に努める。	に努める。	
p 2 5	3 行政区域を超えた広域避難の調整	3 行政区域を超えた広域避難の調整	・県地域防災計画の修正
第4節 第1項	(1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難	(1) 大規模広域災害時に円滑な広域避難	
3 行政区域を超えた広域避難の調整	<u>及び広域一時滞在</u> が可能となるよう <u>、</u>	が可能となるよう <u>、</u>	

変更箇所	新	旧	備考
(1)	平時から広域避難等の実施に係る検討	<u>発</u> 災時	
	をするとともに、他の地方公共団体と		
	の応援協定の締結や、広域避難におけ		
	<u>る居住者等及び広域一時滞在における</u>		
	被災住民(以下「広域避難者」という。)		
	の運送が円滑に実施されるよう運送事		
	業者等との協定の締結など、災害時の	の具	
	具体的な避難及び受入方法を含めた手	体的な避難及び受入方法を含めた手	
	順等を定めるよう、また、住民へ周知	順等を定める	
	<u>するよう努める</u> 。	°	
	(3) 町は、指定避難所を指定する際に併	_(追加)_	
	せて広域避難の用にも供することにつ		
	いても定めるなど、他の市町村からの		
	住民等を受け入れることができる施設		
	等をあらかじめ決定しておくよう努め		
	<u>5.</u>		
4 指定避難所	4 指定避難所	4 指定避難所	
(1) 指定避難所の指定	 (1) 指定避難所の指定	(1) 指定避難所の指定	
	町は、住家の倒壊等により生活の本拠	町は、住家の倒壊等により生活の本拠	
	を失ったとき又は避難が長時間に及び宿	を失ったとき又は避難が長時間に及び宿	

変更箇所	新	旧	備考
	泊を要するときの施設としてあらかじめ	泊を要するときの施設としてあらかじめ	
	指定避難所を確保・指定し、住民に周知	指定避難所を確保・指定し、住民に周知	
	する。 <u>また、災害時における指定避難所</u>	する。	
	の開設状況や混雑状況等の周知につい		
	て、県総合防災ポータル等を活用するこ		
	とに加え、ホームページやアプリケーシ		
	ョン等の多様な手段の整備に努めるもの		
	<u>とする。</u>		
	また、指定避難所となる公共施設等の	また、指定避難所となる公共施設等の	
	バリアフリー化や、非常用燃料の確保、	バリアフリー化や、非常用燃料の確保、	
	及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通	及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通	
	信機器、排水経路を含めた災害に強いト	信機器、排水経路を含めた災害に強いト	
	イレ等の整備を図るほか、男女のニーズ	イレ等の整備を図るほか、男女のニーズ	
	の違いや性的マイノリティに配慮した_	の違いを考慮し、男女双方の視点に立っ	
	施設を整備する。また、空調、洋式ト	<u>た</u> 施設を整備する。また、空調、洋式ト	
	イレ等の整備や、社会福祉施設等を指定	イレ等の整備や、社会福祉施設等を指定	
	避難所として指定するなど要配慮者に配	避難所として指定するなど要配慮者に配	
	慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指	慮した福祉避難所の確保、宿泊施設を指	
	定避難所として借り上げるなど、多様な	定避難所として借り上げるなど、多様な	
	機能を備えた指定避難所の確保について	機能を備えた指定避難所の確保について	
	検討するとともに、指定避難所が使用不	検討するとともに、指定避難所が使用不	
	能となった場合や感染症防止の観点から	能となった場合や感染症防止の観点から	

変更箇所	新	旧	備考
	避難所の収容人数を考慮した上で、民間	避難所の収容人数を考慮した上で、民間	
	施設等で受入れ可能な施設を検討してお	施設等で受入れ可能な施設を検討してお	
	< ∘	<.	
	加えて、停電時においても、施設・設	_(追加)	
	備の機能が確保されるよう、再生可能工		
	ネルギーの活用を含めた非常用発電設備		
	等の整備に努めるものとする。		
	なお、新型コロナウイルス感染症を含	(追加)	
	む感染症対策のため、平常時から、指定		
	避難所のレイアウトや動線等を確認して		
	おくとともに、感染症患者が発生した場		
	合の対応を含め、防災担当部局と保健福		
	<u>祉担当部局が連携して、必要な措置を講</u>		
	じるよう努めるものとする。		
	町は、指定避難所内の一般避難スペー	(追加)	
	スでは生活することが困難な障がい者、		
	医療的ケアを必要とする者等の要配慮者		
	のため、必要に応じて福祉避難所を指定		
	するよう努め、特に、医療的ケアを必要		
	とする者に対しては、人工呼吸器や吸引		
	器等の医療機器の電源の確保等の必要な		
	配慮をするよう努めるものとし、県は積		

変更箇所	新	旧	備考
	極的にその協力・支援を行う。		
	町は、福祉避難所として要配慮者を滞	(追加)	
	在させることが想定される施設にあって		
	は、要配慮者の円滑な利用を確保するた		
	めの措置が講じられており、また、災害		
	が発生した場合において要配慮者が相談		
	等の支援を受けることができる体制が整		
	備され、主として要配慮者を滞在させる		
	ために必要な居室が可能な限り確保され		
	るものを指定するものとする。		
	町は、福祉避難所について、受入れを	(追加)	
	想定していない避難者が避難してくるこ		
	とがないよう、必要に応じて、あらかじ		
	め福祉避難所として指定避難所を指定す		
	る際に、受入れ対象者を特定して公示す		
	<u>るものとする。</u>		
	町は、前述の公示を活用しつつ、福祉	(追加)	
	避難所で受け入れるべき要配慮者を事前		
	に調整の上、個別避難計画等を作成し、		
	要配慮者が、避難が必要となった際に福		
	<u> 祉避難所へ直接避難することができるよ</u>		
	う努めるものとする。		

変更箇所	新	旧	備考
p 2 7	8 避難に関する広報	8 避難に関する広報	・県地域防災計画の修正
8 避難に関する広報	町及び県は、住民が的確な避難行動を	町及び県は、住民が的確な避難行動を	
	とることができるようにするため、指定	とることができるようにするため、指定	
	緊急避難場所、指定避難所、災害危険地	緊急避難場所、指定避難所、災害危険地	
	域等を明示した防災マップやハザードマ	域等を明示した防災マップやハザードマ	
	ップ、広報紙、PR紙等を活用して広報	ップ、広報紙、PR紙等を活用して広報	
	活動を実施する。併せて、デジタル技術	活動を実施する。	
	等を活用した災害リスクの可視化や災害		
	の疑似体験等、リアリティ、切迫感のあ		
	る広報・啓発に努めるものとする。		
p 2 8	13 感染症の自宅療養者等の避難	_(追加)	・県地域防災計画の修正
13 感染症の自宅療養者等の避難	町は、県との連携の下、自宅療養者等		
	の避難の確保に向けた具体的な検討・調		
	整を行うとともに、必要に応じて、自宅		
	療養者等に対し、避難の確保に向けた情		
	報を提供するよう努めるものとする。		
p 3 1	3 孤立地域の発生に備えた道路ネット	3 孤立集落の発生に備えた道路ネット	・文言の整理
第7項 孤立地域防止対策	ワーク等の確保	ワーク等の確保	
3 孤立集落の発生に備えた道路ネット	町及び県は、道路整備等による <u>孤立地</u>	町及び県は、道路整備等による <u>孤立集</u>	
ワーク等の確保	<u>域対策</u> 及び緊急輸送道路や孤立のおそれ	<u> 落対策</u> 及び緊急輸送道路や孤立のおそれ	
	のある集落に通じる道路沿いの民有地樹	のある集落に通じる道路沿いの民有地樹	
	木の伐採を推進するとともに、林道、農	木の伐採を推進するとともに、林道、農	

変更箇所	新	旧	備考
	道等の迂回路確保に配意した整備を推進	道等の迂回路確保に配意した整備を推進	
	する。	する。	
4 孤立予想地域の実態把握	4 孤立予想地域の実態把握	4 孤立予想地域の実態把握	
	町及び県は、災害時の孤立地域を予測	町及び県は、災害時の孤立地域を予測	
	し、孤立時に優先して救護すべき要配慮	し、孤立時に優先して救護すべき要配慮	
	者や観光客の孤立予測について、平素か	者や観光客の孤立予測について、平素か	
	ら把握 するとともに、周辺道路を含	ら把握把握するとともに、周辺道路を含	
	めた地図を付してデータベース化する。	めた地図を付してデータベース化する。	
5 備蓄	5 備蓄	5 備蓄	
	県は、 <u>孤立地域</u> を支援するために必要	県は、 <u>孤立集落</u> を支援するために必要	
	となる資材(発電機等)をパッケージ化	となる資材(発電機等)をパッケージ化	
	して備蓄するものとする。	して備蓄するものとする。	
7 その他	7 その他	7 その他	
	町は、上記の対策に加え、県が別に定	町は、上記の対策に加え、県が別に定	
	める <u>孤立地域対策指針</u> により、その他の	める孤立集落対策指針により、その他の	
	対策を実施するものとする。	対策を実施するものとする。	
p 3 2	ウ 建築士事務所協会等の協力	ウ 建築士会等 の協力	・文言の整理
第5節 第1項	建築物の設計・施工について豊富な知	建築物の設計・施工について豊富な知	
3 建築物の防災対策	識と経験を持つ建築士事務所協会等と協	識と経験を持つ建築士会等 と協	
(2) 一般建築物の耐震性強化	力し、一般建築物の耐震性確保を図る。	力し、一般建築物の耐震性確保を図る。	

変更箇所	新	旧	備考
ウ 建築士会等の協力			
p 3 4	(2) 空家等の状況の確認	_(追加)	・県地域防災計画の修正
6 都市の防災対策	町は、平常時より、災害による被害が		
(2)	予測される空家等の状況の確認に努める		
	<u>ものとする。</u>		
p 3 7	4 土砂災害防止事業	4 土砂災害防止事業	・文言の整理
第5項	国、県及び町は、 <u>土砂災害警戒区域等</u>	国、県及び町は、土砂災害危険箇所(土	
4 土砂災害防止事業		石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾	
	の把握を行い、法	斜地崩壊危険箇所等) の把握を行い、法	
	令に基づき砂防指定地、地すべり防止区	令に基づき砂防指定地、地すべり防止区	
	域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害	域、急傾斜地崩壊危険区域	
	警戒区域等を指定し、有害行為等の規制	等を指定し、有害行為等の規制	
	等を行うとともに、次により土砂災害防	等を行うとともに、次により土砂災害防	
	止事業の推進及び警戒避難に資する情報	止事業の推進及び警戒避難に資する情報	
	提供を図るものとする。	提供を図るものとする。	
	また、土砂災害警戒区域 及び非常時	また、 <u>土砂災害危険箇所、</u> 及び非常時	
	の避難場所を記載した土砂災害危険区域	の避難場所を記載した土砂災害危険区域	
	図(ハザードマップ)を作成・配布する	図(ハザードマップ)を作成・配布する	
	とともに、 <u>土砂災害警戒区域</u> 表示看板を	とともに、 <u>土砂災害危険箇所</u> 表示看板を	
	設置し、地域住民に対し周知を実施する。	設置し、地域住民に対し周知を実施する。	
p 4 2	(3) 代替電源の確保	(3) 代替電源の確保	・県地域防災計画の修正
第10節	県及び町は、重要施設等の停電時に優	県及び町は、重要施設等の停電時に優	

変更箇所	新	旧	備考
3 実施内容	先的に電源車や電気自動車等を配備でき	先的に電源車や電気自動車等を配備でき	
(3) 代替電源の確保	るよう関係機関や民間事業者とあらかじ	るよう関係機関や民間事業者とあらかじ	
	め当該施設に関する情報の共有を図る。	め当該施設に関する情報の共有を図る。	
	県は、大規模停電発生時に電源車の配	_(追加)_	
	備等、関係省庁、電気事業者等から円滑		
	な支援を受けられるよう、病院、要配慮		
	者に関わる社会福祉施設等の人命に関わ		
	る重要施設及び災害応急対策に係る機関		
	が保有する施設の非常用電源の設置状		
	況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油		
	口規格等を収集・整理し、リストを更新		
	<u>するものとする。</u>		

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第3章 新旧対照表 令和6年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
p 4 7	(3) 緊急地震速報の発表、伝達	(3) 緊急地震速報の発表、伝達	・文言の整理
第3章 第1節 第4項	気象庁は、地震による被害の軽減に資	気象庁は、地震による被害の軽減に資	
2 地震情報の受理、伝達	するため、緊急地震速報 (警報) を発表	するため、緊急地震速報を発表	
(3) 緊急地震速報の発表、伝達	し、日本放送協会へ通知するほか、関係	し、日本放送協会へ通知するほか、関係	
	機関への提供に努める。	機関への提供に努める。	
p 4 8	_(削る。)_	(注)	・県地域防災計画の修正
気象警報等の伝達系統図の注釈		1 岐阜地方気象台から西日本電信電話	
		株式会社への通知は警報のみ	
p 4 9	3 関係機関からの情報収集	3 関係機関からの情報収集	・県地域防災計画の修正
3 関係機関からの情報収集	町及び防災関係機関は、所掌する事務	町及び防災関係機関は、所掌する事務	
	又は業務に関して、積極的に自らの職員	又は業務に関して、積極的に自らの職員	
	を動員し、又は関係機関の協力を得て、	を動員し、又は関係機関の協力を得て、	
	地震災害応急対策活動を実施するのに必	地震災害応急対策活動を実施するのに必	
	要な情報又は被害状況を収集するととも	要な情報又は被害状況を収集するととも	
	に、速やかに関係機関に伝達を行うもの	に、速やかに関係機関に伝達を行うもの	
	とする。	とする。	
	町は、災害時の迅速な把握のため、安	_(追加)	
	否不明者等についても、関係機関の協力		
	を得て、積極的に情報収集を行うものと		
	<u>する。</u>		
p 5 4	3 物資の広域物資輸送拠点等	3 物資の一時集積場所	・文言の整理
第2節 第4項	岐阜県広域支援計画で定める、御嵩町	岐阜県広域支援計画で定める、御嵩町	

変更箇所	新	旧	備考
3 物資の一時集積場所	における岐阜県広域物流拠点「 <u>広域物資</u>	における岐阜県広域物流拠点「一時集積	
	輸送拠点等」は、次の通りとする。	配分拠点」は、次の通りとする。	
	種別	種別	
	広域物資輸送拠点等	一時集積配分拠点	
p 6 1	10 安否不明者等の氏名等公表	_(追加)	・県地域防災計画の修正
第3節 第1項	町は、要救助者の迅速な把握による救		
10 安否不明者等の氏名等公表	助・捜索活動の効率化・円滑化のために		
	必要と認めるときは、県が定める手順に		
	従い、県等と連携の上、安否不明者、行		
	方不明者、死者の氏名等を公表するもの		
	とする。		
p 6 6	イ 児童生徒等については、教職員の指	イ 生徒等 については、教職員の指	・文言の整理
第4項	導のもとに全員を直ちに帰宅させること	導のもとに全員を直ちに帰宅させること	
2 児童生徒等の安全確保	を原則とする。帰宅させるに当たっては、	を原則とする。帰宅させるに当たっては、	
(1) 学校の対応	通学路の安全確認、小集団で下校させる	通学路の安全確認、小集団で下校させる	
1	等必要な措置をとり、児童生徒等の安全	等必要な措置をとり、児童生徒等の安全	
	を確保するものとする。	を確保するものとする。	
	また、交通機関の利用者、留守家庭等	また、交通機関の利用者、留守家庭等	
	の <u>児童生徒等</u> のうち帰宅できない者につ	の <u>生徒等</u> のうち帰宅できない者につ	
	いては、状況を判断し学校等が保護する。	いては、状況を判断し学校等が保護する。	
(2) 教職員の対応、指導基準			

変更箇所	新	旧	備考
工	エ 障がいのある児童生徒等について	エ 心身障がい児 について	
	は、あらかじめ介助体制等の組織を作	は、あらかじめ介助体制等の組織を作	
	るなど十分配慮する。	るなど十分配慮する。	
p 6 7	オ 上記によっても教育施設の確保が困	オ 上記によっても教育施設の確保が困	・文言の整理
3 教育活動の早期再開	難な時は、 <u>オンライン授業や</u> 二部授業	難な時は、二部授業	
(3) 教育施設の確保	等必要な措置 の実施	等必要な措置 の実施	
オ			
p 7 0	(2) 活動内容	(2) 活動内容	・文言の整理
第8項	具体的な保健活動については、岐阜県	具体的な保健活動については、岐阜県	
2 保健活動	地震災害等医療救護計画のほか、災害救	地震災害等医療救護計画	
(2) 活動内容	<u>急医療マニュアル</u> に定める。	に定める。	

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第4章 新旧対照表 令和6年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
p 7 6	その際、住民の意向等を反映するとと	その際、住民の意向等を反映するとと	・県地域防災計画の修正
第4章 第1節 第1項	もに、男女共同参画の観点から、復旧・	もに、男女共同参画の観点から、復旧・	
	復興のあらゆる場や組織に女性の参画を	復興のあらゆる場や組織に女性の参画を	
	促進する。あわせて、障がい者、高齢者	促進する。あわせて、障がい者、高齢者	
	等の要配慮者の参画を促進する。	等の要配慮者の参画を促進する。	
	町及び県は、災害復旧・復興対策の推	_(追加)	
	進のため、必要に応じ、国、他の地方公		
	共団体等に対し、職員の派遣その他の協		
	力を求めるものとする。特に、他の地方		
	公共団体に対し、技術職員の派遣を求め		
	る場合においては、復旧・復興支援技術		
	職員派遣制度を活用するものとする。		
第2項	第2項 迅速な現状復旧	_(追加)_	
	一般対策編第5章第1節第2項「迅速		
	な現状復旧」の定めるところによる。		
	<u>第3項</u> (略)	<u>第2項</u> (略)	
	第4項 人的資源等の確保	第3項 人的資源等の確保	
	災害復旧・復興対策を実施するために	災害復旧・復興対策を実施するために	
	は、通常業務に加え、長期間に渡る膨大	は、通常業務に加え、長期間に渡る膨大	
	な業務の執行が必要になることから、町	な業務の執行が必要になることから、町	

変更箇所	新	旧	備考
	及び県は不足する職員を補うため、必要	及び県は不足する職員を補うため、必要	
	に応じて、国、他の都道府県、他の市町	に応じて、国、他の都道府県、他の市町	
	村に職員の派遣その他協力を求める。	村に職員の派遣その他協力を求める。	
	<u>県は、県及び町の被災施設について、</u>	(追加)	
	復旧工法の早期立案を支援するため、県		
	土木技術職員OBで組織するボランティ		
	ア団体「災害復旧支援隊 (DRS)」を被		
	災地へ派遣する。		
	<u>第5項</u> (略)	<u>第4項</u> (略)	
p 7 9	1 計画の方針	1 計画の方針	・県地域防災計画の修正
第3節	被災者等の生活再建に向けて、住まい	被災者等の生活再建に向けて、住まい	
1 計画の方針	の確保、生活資金等の支給やその迅速な	の確保、生活資金等の支給やその迅速な	
	処理のための仕組みの構築に加え、生業	処理のための仕組みの構築に加え、生業	
	や就労の回復による生活資金の継続的確	や就労の回復による生活資金の継続的確	
	保、コミュニティの維持回復、心身のケ	保、コミュニティの維持回復、心身のケ	
	ア等生活全般にわたってきめ細かな支援	ア等生活全般にわたってきめ細かな支援	
	を講ずる。	を講ずる。	
	<u>被災者が自らに適した支援制度を活用</u>	_(追加)	
	して生活再建に取り組むことができるよ		
	う、見守り・相談の機会や被災者台帳等		

変更箇所	新	旧	備考
	を活用したきめ細やかな支援を行うとと		
	もに、被災者が容易に支援制度を知るこ		
	とができる環境の整備に努める。		

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第5章 新旧対照表 令和6年4月一部改定

変更箇所	新	旧	備考
p 9 4	(3) 災害時危険地域居住者等	(3) 災害時危険地域居住者等	・文言の整理
第5章 第2節	町は、土砂災害警戒区域等や	町は、 <u>急傾斜地崩壊危険箇所、地すべ</u>	
第7項 事前避難対策	老朽ため池下流の浸水危険	<u>り危険箇所、</u> 老朽ため池下流の浸水危険	
6 警戒宣言前からの準備的行動	箇所等の居住者等(以下「災害時危険地	箇所等の居住者等(以下「災害時危険地	
(3) 災害時危険地域居住者等	域居住者等」という。) の事前避難の措置	域居住者等」という。) の事前避難の措置	
	又は検討若しくは準備を行う。	又は検討若しくは準備を行う。	

御嵩町地域防災計画 地震対策編 第6章 新旧対照表 令和6年4月一部改定

変更箇所	新				旧	備考
p 1 1 2	第3項 南海トラフ地震臨時情報		第3項 南海トラフ地震臨時情報			・県地域防災計画の改訂
第6章 第5節	○南海トラフ地震臨時情報の種類		○南海	トラフェ	也震臨時情報の種類	
第3項	南海トラフ 監視領域内におい	て、	南海	・ラフ	想定震源域内のプレー	
	地震臨時情 <u>M7.0以上M8.0未</u>	満の	地震闘	語時情	<u>ト境界においてM7.0</u>	
	報(巨大地 地震や想定震源域	内の	報(目	巨大地	以上M8.0 未満の地震	
	震注意) <u>プレート境界に</u>	おい	震注意	()	<u>や通常とは異なるゆっ</u>	
	て、通常とは異な	るゆ			くりすべりが発生した	
	<u>っくりすべりが発</u>	<u>生し</u>			と評価した場合	
	たと評価した場合					

変更箇所	新	旧	備考
p 1 1 7	(1) 事前の避難	(1) 事前の避難	・県地域防災計画の修正
第8節 第1項	<u>(削る。)</u>	<u>イ 海抜ゼロメートル地帯における堤</u>	
3 実施内容		防沈下に伴う河川水越流による浸水	
(1) 事前の避難		<u>害</u>	
		町は、後発地震発生後、堤防沈下によ	
		る河川水の越流により短時間で浸水の発	
		生が想定される地域(30cm以上の浸水が	
		30 分以内に生じる地域)の住民等に対	
		し、後発地震の発生に備え、個々の状況	
		に応じて身の安全を守るための行動をと	
		<u>るよう呼びかける。</u>	
		その上で、当該地域の避難行動要支援	
		者に対しては、県対応指針を参考に、事	
		前の避難を促すなど適切な措置を講じ	
		<u>3.</u>	
	<u>イ</u> (略)	<u>ウ</u> (略)	

別紙

新旧対照表

p 1 8 第 2 章 第 2 節 第 1 項

3 防災教育(1) 住民教育

新

(1) 住民教育

町、県、防災関係機関等は、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、県広域防災センターの展示教育設備や地震体験車の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害時図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

なお、普及啓発を図る基本的事項は次のとおりとする。

- ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等 の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なも の(常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具など)をまとめておくこと、自動車へのこ まめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼 い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向け た事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- イ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭 わないという思い込み(正常性バイアス)等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すること なく適切な行動をとること
- ウ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- エ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での 行動
- オ 災害時の家族内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取決め等)について、あらかじめ決めてお くこと
- カ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- キ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資す る行動
- ク 地震保険への加入が、被災者自らの生活再建を円滑に進めるための有効な手段の一つとなること また、防災知識の普及に当たっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの 判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 特に、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。 さらに、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

旧

(1) 住民教育

町、県及び防災関連機関等は相互に連携して、地震時に住民が『自らの命は自ら守る』『みんなの地域は みんなで守る』という意識のもとに、自主的な行動がとれるよう必要な住民教育を行う。

教育内容

- 1 地震に関する一般知識
- 2 建物の点検と補強方法
- 3 家具等の固定方法
- 4 危険地域等に関する知識
- 5 生活必需物資等の備蓄
- 6 地震発生時の心得
- 7 地震が予知された場合の心得
- 8 自主防災組織の活動と各自の役割
- 9 応急救護の方法
- 10 避難方法(避難路、避難場所等)
- 11 避難行動要支援者を守るための防災知識
- 12 情報入手の方法
- 13 防災関係機関が講ずる地震対策

教育の方法

- 1 自主防災組織単位の講習会の開催
- 2 自治会、PTA等の会合等の利用
- 3 婦人団体、成人学級等の社会教育活動の利用
- 4 地区安全協会の講習会等の利用
- 5 防災交流センターの利用(防災研修会、貸出しフィルム、地震体験車等)
- 6 県広域防災センターの利用 (展示教育設備)
- 7 VRシミュレーションの利用
- 8 地震手引書等の作成・配布
- 9 テレビ、ラジオ、新聞、パンフレット、ちらし 等を通じての広報
- 10 相談窓口の設置